登別市生ごみ処理機等購入補助金登録販売店登録要項

（趣旨）

第１条　この要項は、生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及び資源の有効活用を図るために実施する登別市生ごみ処理機等購入補助金に関し、登別市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱（以下、要綱という。）に定めるもののほか、販売店の登録等について必要な事項を定めるものとする。

（登録販売店の要件）

第２条　登録販売店は、市内に店舗等を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

（１）登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２６年条例第２２号）第２条第１号から第３号までに規

定する者でないこと。

（２）申請日時点で市税等を滞納していないこと。

（３）要綱及び本要項に定める事項を遵守すること。

（登録の申請及び決定）

第３条　登録販売店として登録を希望する事業者は、登別市生ごみ処理機等購入補助金登録販売店登録承認申請書兼誓約書（別記様式第１号）又はあらかじめ市が指定する申請フォーム（インターネット上の所定の電子申請フォームをいう。）に、次に掲げるいずれかの書類を添えて、登録販売店の登録を市長に申請するものとする。

（１）所得税法第２２９条の規定による事業の開業等の届出書の写し

（２）法人の履歴事項全部証明書

（３）登別市長が発行する営業証明書

（４）直近の確定申告書の写し

（５）その他現に事業を営んでいることが確認できる書類

２　市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは登録販売店として登録し、登別市生ごみ処理機等購入補助金登録販売店登録証（別記様式第２号）を申請者に対し交付するものとする。

３　第１項の審査の結果、不適当と認めたときは、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（変更の報告）

第４条　登録販売店は、前条第２項に規定する登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（登録販売店の遵守事項）

第５条　登録販売店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）消費者からの商品等に関する苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。

（２）市から改善要請等があった場合、当該要請に従うこと。

（３）市が補助事業に関して調査等を行う時は協力すること。

（４）登録販売店情報を市広報紙や市公式ウェブサイトのほか、その他広報等媒体へ掲載することに同意すること。

（登録販売店が受領する金額）

第６条　登録販売店が生ごみ処理機等を登別市生ごみ処理機等購入補助金の交付決定者（以下、「交付決定者」という。）に販売する場合において受領する金額は、要綱第４条に定める補助対象経費から要綱第５条に定める補助金の額を差し引いた金額とする。

（補助金の実績報告、請求及び受領の代理）

第７条　登録販売店は、交付決定者に生ごみ処理機等を販売するときは、要綱に定める購入確認書兼委任状及び交付決定通知書（写し）を受領し、市長に対し、要綱第１０条に定めるところにより、補助金の請求等を代理で行わなければならない。

（登録の取消し）

第８条　市長は、登録販売店から登録の取消しの申し出があったとき、申請の内容に虚偽の事実があったとき又は本要項の規定に違反したときは、登録販売店の登録を取り消すことができる。

附　則

この要項は、令和５年６月２７日から施行する。